

県立特別支援学校の部及び高等部の学科等に関する規則の一部改正について

1 改正の理由

県立清武せいりゅう支援学校の病院訪問教育に対応するため、所要の改正を行うものである。

2 改正の概要

第4条（特別支援学校が行う教育の対象者）の表中左欄（学校名）「県立清武せいりゅう支援学校」の右欄（対象者）に「病弱者」を追加する。

3 施行期日

公布の日（平成31年4月1日から適用）

4 改正案

別添新旧対照表のとおり

県立特別支援学校の部及び高等部の学科等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 月 日

宮崎県教育委員会教育長 日 隈 俊 郎

宮崎県教育委員会規則第 号

県立特別支援学校の部及び高等部の学科等に関する規則の一部を改正する規則

県立特別支援学校の部及び高等部の学科等に関する規則（昭和54年宮崎県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																
<p>(特別支援学校が行う教育の対象者)</p> <p>第4条 次の表の左欄に掲げる県立特別支援学校は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第72条に規定する者のうち同表右欄に掲げる者に対する教育を行う。</p> <table border="1"><thead><tr><th>学 校 名</th><th>対 象 者</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>県立清武せいりゅう支援学校</td><td>肢体不自由者</td></tr><tr><td>[略]</td><td></td></tr></tbody></table>	学 校 名	対 象 者	[略]		県立清武せいりゅう支援学校	肢体不自由者	[略]		<p>(特別支援学校が行う教育の対象者)</p> <p>第4条 次の表の左欄に掲げる県立特別支援学校は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第72条に規定する者のうち同表右欄に掲げる者に対する教育を行う。</p> <table border="1"><thead><tr><th>学 校 名</th><th>対 象 者</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>県立清武せいりゅう支援学校</td><td>肢体不自由者、<u>病弱者</u></td></tr><tr><td>[略]</td><td></td></tr></tbody></table>	学 校 名	対 象 者	[略]		県立清武せいりゅう支援学校	肢体不自由者、 <u>病弱者</u>	[略]	
学 校 名	対 象 者																
[略]																	
県立清武せいりゅう支援学校	肢体不自由者																
[略]																	
学 校 名	対 象 者																
[略]																	
県立清武せいりゅう支援学校	肢体不自由者、 <u>病弱者</u>																
[略]																	

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。